南阿蘇村産ハーブブランド推進業務
（企業雇用型地域おこし協力隊）
プロポーザル実施要領

南阿蘇村政策観光課

令和８年１１月

１．業務の説明

（１）目的

南阿蘇村（以下「本村」という。）では、豊かな湧水や広大なカルデラが育む自然環境を活かし、米、野菜、あか牛、そばをはじめとする特色ある農畜産物が全国的にも高い認知度と評価を獲得し、本村を象徴する地域ブランドとして定着している。

加えて、本村は豊富な湧水、冷涼な気候、広大な草原景観など、高品質なハーブ栽培に適した、他地域が模倣し難い自然条件を有している。近年、健康志向や環境意識の高まりにより、オーガニック食品、ナチュラルコスメ、アロマ・ウェルネス市場が拡大する中、国産ハーブの供給量は依然として少なく、高付加価値な国産原料や関連商品への需要が高まっている。

こうした背景を踏まえ、本村では新たな地域資源として「南阿蘇村産ハーブ」及びその関連商品のブランド化を推進し、本村の新たな産業・魅力の象徴として確立することを目指す。

この実現に向けて、本村及び本村が委嘱する地域おこし協力隊員（以下「協力隊」という。）と、協力隊を受け入れる民間企業等（以下「受入事業者」という。）が連携して、南阿蘇村産ハーブの生産拠点を形成するとともに、協力隊が受入事業者の担い手として、その指導の下、苗生産、栽培、乾燥・蒸留等の加工、商品開発、販路開拓及び体験観光に至る各工程における生産技術から経営管理までの体系的な知識を習得することで、民間活力の活用による農業の高付加価値化及び６次産業化、ハーブを活用した地域ブランド商品の創出、ウェルネスツーリズムによる交流人口の拡大、若者や女性が活躍できる地域雇用の創出並びに将来的な協力隊の定住・定着を目指す。

また、本業務を通じて村内外において「南阿蘇村産ハーブ」の認知度向上を図るとともに、確固たるブランドイメージを確立・発信することで、本村の魅力向上と産業の活性化につなげる。

（２）業務の名称

南阿蘇村産ハーブブランド推進業務（企業雇用型地域おこし協力隊）

（３）業務内容及び要求仕様

「南阿蘇村産ハーブブランド推進業務（企業雇用型地域おこし協力隊）仕様書」のとおり。

また、本業務は総務省「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき実施するものであり、受入事業者は、同要綱その他国が定める地域おこし協力隊に関する基準（改正があった場合は改正後のもの）を遵守し、協力隊が地域協力活動に従事できるよう配慮すること。

なお、協力隊の主な活動分野は、次のとおり想定している。

①苗生産（育苗技術の習得、ハウス環境管理による苗の安定生産・供給体制の構築等）

②栽培（モデル圃場での栽培管理、栽培マニュアルの整備、地域農家との契約栽培の推進等）
③加工・商品開発（乾燥・蒸留加工による乾燥ハーブ、精油、芳香蒸留水等の原料製造、ハーブティー・健康茶等の商品開発）
④販路開拓（事業者向け取引の新規開拓、ふるさと納税返礼品等の開発・販売）
⑤体験観光（ハーブの収穫・蒸留体験等のウェルネスツーリズムの企画・運営、情報発信）
⑥その他、南阿蘇村産ハーブブランド推進に関する業務

（４）契約期間等

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

なお、令和９年３月の村議会において本業務に係る予算が議決されるまでは仮契約とし、本契約は予算の議決後に締結するものとする。また、令和１０年度以降の業務については、当該年度の予算の議決を前提とする。

（５）業務の場所

南阿蘇村内及び業務の遂行に必要な場所

（６）契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

（７）業務委託上限額

金８２，５００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

【各年度の上限額】

令和９年度　　金２７，５００，０００円
令和１０年度　金２７，５００，０００円
令和１１年度　金２７，５００，０００円

算出根拠は下記のとおりである。

・協力隊報償費：１人当たり３５０万円×（雇用月数／１２）
・協力隊活動費：１人当たり２００万円×（雇用月数／１２）

※協力隊の雇用人数は５人を上限とする。
※各年度の業務委託上限額については、協力隊の雇用期間を１２か月として算出している。
※委託料の支払いについては概算払いとし、詳細は業務委託契約書によるものとする。
※上記上限額を超える経費が生じた場合は、その超過分は受入事業者の負担とする。
※上記上限額は本業務の予算規模を示すものであり、見積金額の多寡によって評価の優劣を決定するものではない。

２．参加資格等

（１）参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、次の要件の全てを満たす者とする。

①次のいずれにも該当する者であること。

（ア）南阿蘇村工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成１７年訓令第４３号）に基づく指名停止措置を受けていない者。

（イ）南阿蘇村暴力団排除条例（平成２３年条例第５号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しない者。

（ウ）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者。

（エ）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。

（オ）国税（法人税、消費税及び地方消費税等）及び地方税（法人住民税、法人事業税、固定資産税等）を滞納していない者。

②南阿蘇村内に事業所を有する法人で、次の要件を満たすこと。

本村内において、自らハーブの栽培又は生産を行い、かつ、自社製品としての加工・商品化又は販売の実績を有していること。

③協力隊を原則として南阿蘇村内で勤務させることができること。

④総務省の地域おこし協力隊制度を十分に理解し、仕様書で定める委託業務について、十分な遂行能力と適正な執行体制を有し、本村の指示に柔軟に対応できること。

（２）参加資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失する。

①本手続において提出した書類等に虚偽の記載をし、又はその他不正な行為をしたとき。

②本手続の期間中に、（１）に掲げる要件を満たさなくなったとき。

③辞退届を提出したとき。

３．実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、以下のとおりとする。

項番	内容	期日・期間等
１	公募開始	令和８年１１月２日（月）
２	質問書受付期限	令和８年１１月１０日（火）
３	質問書回答	令和８年１１月１３日（金）
４	参加申込書の提出期限	令和８年１１月１７日（火）
５	提案書の提出期限	令和８年１１月１７日（火）
６	提案書審査（プレゼンテーション）	令和８年１１月２５日（水）
７	受託候補事業者の決定及び通知	令和８年１１月３０日（月）
８	仮契約締結	令和８年１２月７日（月）
９	本契約締結	令和９年３月下旬（予算議決後）予定
１０	協力隊の委嘱	令和９年４月１日（木）

なお、項番６「提案書審査（プレゼンテーション）」の開催時間及び場所については、参加申込者数の確定後、参加申込書に記載された担当者宛てに電子メール等で通知する。

４．担当部署

南阿蘇村　政策観光課　政策係

〒８６９－１４０４

熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽１７０５番地１

ＴＥＬ：０９６７－６７－１１１２

E-mail：skikaku@vill.minamiaso.lg.jp

５．質問及び回答

（１）質問書の提出

質問については、質問書（様式第５号）を提出すること。なお、電子メールで提出するものとし、電話及び訪問による質問は受け付けないものとする。

（２）提出期限

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月１０日（火）午後５時まで

（３）提出先

「４．担当部署」に同じ。

（４）質問書への回答

質問に対する回答は、令和８年１１月１３日（金）午後５時までに、質問者の商号又は名称を伏せた状態で本村ホームページへ掲載する。

６．参加申込の手続

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。なお、電子メールで提出するものとする。

（１）提出書類

参加申込書（様式第１号）

（２）提出期限

令和８年１１月１７日（火）午後５時必着

（３）提出先

「４．担当部署」に同じ。

（４）参加の辞退

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、事前に連絡の上、提案書審査（プレゼンテーション）の前日までに電子メール、直接持参又は郵送により辞退届（様式第６号）を提出すること。

なお、辞退したことによって、以後の本村発注における競争入札等において不利益な取扱いを受けることはないものとする。

７．企画提案書の提出

（１）提出書類

①企画提案書（様式第２号）及び企画提案書類一式（様式任意）

（ア）用紙サイズは日本産業規格Ａ４判（Ａ３判資料折込使用可）とする。

（イ）枚数の上限は２０枚（２０スライド）とする。なお、様式第２号はこの枚数に含まない。

（ウ）仕様書に基づき、提案事業者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとすること。特に、苗生産から栽培、加工、販路開拓、体験観光に至る各工程における協力隊の役割及び育成計画、受入体制並びに任期終了後の定住・定着（就業・起業等）に向けた方策を明記すること。

②見積書（様式第３号）

③積算内訳書（様式任意）

④誓約書（様式第４号）

（２）提出期限

令和８年１１月１７日（火）午後５時必着

（３）提出方法

電子メール又は行政業務支援システムにより提出すること（部数は１部）。

なお、当該システムを利用する場合は、参加申込書（様式第１号）に記載された電子メールアドレス宛てに、本村から当該システムにより空ファイルを送信し、利用可能な状態とする予定である。

（４）提出先

「４．担当部署」に同じ。

（５）提案のための費用負担

提案に係る費用は、全て提案事業者の負担とする。

（６）本村からの疑義照会

提出のあった提案書等の内容について、必要に応じて本村から疑義照会等を行うことができるものとする。

（７）提案書等の取扱い

①提案書の提出後において、事業者の選定までの間は、提案書に記載された内容の追加及び変更は認めないものとする。

②提出された提案書等は一切返却しないものとする。

③提出された提案書等は、原則として公開しないものとする。

８．審査

（１）審査方法

プロポーザル方式とする。本プロポーザルによる審査及び評価については、「令和８年度企業雇用型地域おこし協力隊業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行うものとし、プレゼンテーション審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査は、原則として、本村が別途指定する日時及び場所において実施するものとする。

提案事業者の出席は必須とする。ただし、質疑応答等に備え一部の者がリモートで参加することも可能とする。この場合は、リモート参加に係る設備等は提案事業者が準備すること。

①プレゼンテーション（提案書）審査

（ア）審査委員会において、提案事業者によるプレゼンテーションを実施し、提出された企画提案書を基に内容について質疑を行い、本業務内容の理解度や取組姿勢、本村にとって有効な提案内容等について評価を行うものとする。

（イ）プレゼンテーション審査は、１者当たり３０分以内（質疑応答の時間を除く。）で行うものとし、出席者は５人以内とする（リモート参加の者は人数に含まない。）。

（ウ）プレゼンテーションに必要となる機材は、本村から指示のない限り、提案事業者にて準備すること。なお、プロジェクター及びスクリーンは本村で準備するものを使用できることとする。

（エ）プレゼンテーション実施後、質疑応答の時間を１５分程度設ける。

（２）評価方法

プレゼンテーション審査の評価を踏まえた総合的な判断により、受託候補事業者を決定するものとする。また、次点者についても併せて選考する。

なお、本プロポーザルは価格の安さを競うものではなく、提案内容の質及び実現性、協力隊の育成・定着に向けた取組等を重視して選考するものである。経費については、見積金額の多寡ではなく、企画内容に見合った適切なものとなっているかを評価する。

審査委員会の委員は、下記表に基づき各自採点を実施して評価点を算出し、各評価点の平均を提案事業者の審査評価点とする（小数点第２位を四捨五入）。

評価の基準は、下記表のとおりとする。

項番	評価項目	評価内容	評価者・配点
1	業務理解・企画提案	事業目的を的確に把握し、意欲的な取組姿勢のもと、実現のための手法を提案しているか。	審査委員 １００
2		ハーブの生産・加工・販売・体験観光の一体化による農業の高付加価値化に資する提案となっているか。	
3	協力隊の育成・定着	地域おこし協力隊のマネジメントと育成について、効果的な提案をしているか。	
4		協力隊の任期終了後の定住・定着（就業・起業等）に向けた具体的な道筋が示されているか。	
5	実施体制・計画	業務を安定的に遂行できる実施体制を有しているか。	
6		業務実施スケジュールは妥当か。	
7	地域貢献	地域の農家・事業者等との連携や地域貢献に資する取組が提案されているか。	
8	経費	企画内容に見合った適切な経費となっているか。	
評価計			１００

提案事業者の審査評価点を当該事業者の得点とし、第１位の提案事業者を受託候補事業者、第２位の提案事業者を次点者とする。

なお、事業者の得点が同点となった場合は、くじ引きにより受託候補事業者及び次点者を決定する。

また、事業者の得点が満点（１００点）の５分の３（６０点）未満となった事業者は、受託候補事業者及び次点者のいずれとしても選定しない。

なお、参加事業者が１者のみの場合においても、プレゼンテーション審査を実施するものとし、当該事業者の得点が満点（１００点）の５分の３（６０点）以上である場合に限り、受託候補事業者として選定する。

（３）結果通知

審査結果については、全ての提案事業者（辞退者を除く。）に対して電子メールにより個別に通知する。

また、本村のホームページにおいても公表するものとし、その際は受託候補事業者の商号又は名称及び得点のみを公表する。

（４）その他

①審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。

②審査結果の開示等を理由とした他者提案の閲覧請求は受け付けないものとする。

（５）失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①提出期限までに必要な書類が提出されなかった場合

②提出書類に虚偽の記載があった場合

③審査委員会の委員又は本村関係職員に対し、本プロポーザルに関して不当な接触を行った場合

④正当な理由なくプレゼンテーション審査に出席しなかった場合

⑤見積金額が業務委託上限額（各年度の上限額を含む。）を超えた場合

⑥その他、本要領に定める手続及び条件に違反した場合

９．契約

受託候補事業者は、提出した提案書及びプレゼンテーション等の内容に基づき、本村と業務内容の詳細及び契約内容の協議を経て随意契約により契約を締結するものとする。

ただし、令和９年３月の村議会において本業務に係る予算が議決されるまでは仮契約とし、本契約は予算の議決後に締結するものとする。

また、当該予算が議決されなかった場合又は本業務に係る予算が減額された場合は、本契約を締結せず、又は業務内容若しくは契約金額を変更することがある。この場合において、受託候補事業者に損害が生じたときであっても、本村はその賠償の責任を負わないものとする。

なお、受託候補事業者との協議において、両者が合意に至らない場合は、次点者との協議を行うものとする。

契約手続及び契約書は、南阿蘇村契約規則（平成１７年規則第８９号）の定めるところによるものとする。

また、契約締結後において、受託事業者について、本要領に定める失格事項に該当する事実又は不正若しくは虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除することができるものとする。

１０．その他留意事項

（１）参加事業者は、本業務により直接的又は間接的に知り得た情報について、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供しないこと。

（２）提案書については、参加事業者に無断で本業務以外の用途に使用しないものとするが、選定作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

（３）本要領に記載のない事項については、本村の指示によるものとする。